

【開発行為の場合の追加書類】※設計図面関係は、別紙参照

- 委任状（正本のみ） ※委任者の署名又は記名及び押印が必要
- 同意を得たことを証する書類
 - 土地及び建築物の所有者（申請者本人を除く。）、抵当権者等
- 設計説明書（自己居住用の住宅以外の場合）
- 公共施設一覧表（公共施設の新設等ある場合）
- 申請者の資力・信用に関する申告書 ※税の証明書は直近1年分
 （自己業務で1ha以上の場合、自己用外の場合又は用途問わず盛土規制法の規制対象となる場合）
 《個人の場合》
 - ・ 住民票の写し、個人番号カードの複写（個人番号は黒塗り）又は運転免許証の写し等のいずれか
 - ・ 個人事業税の納税証明書（税額又は未納の税額がないことの証明）※県税事務所等にて取得
 - ・ 市県民税の納税証明書又は完納証明書 ※安城市市民課にて取得
 《法人の場合》
 - ・ 法人の登記事項証明書は不要（登記事項の確認は市が行う）
 - ・ 法人の役員の住民票の写し、個人番号カードの複写（個人番号は黒塗り）又は運転免許証の写し等のいずれか
 ※役員とは代表取締役など、法人の業務を執行する者及び事業について決定権を持つ者等
 - ・ 法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の納税証明書（税額又は未納の税額がないことの証明）※県税事務所等にて取得
 - ・ 法人県民税の納税証明書（税額又は未納の税額がないことの証明） ※県税事務所にて取得
- 資金計画書
 （自己業務で1ha以上の場合、自己用外の場合又は用途問わず盛土規制法の規制対象となる場合）
- 工事施行者の能力に関する申告書
 （自己業務で1ha以上の場合、自己用外の場合又は用途問わず盛土規制法の規制対象となる場合）
 《個人の場合》
 - ・ 住民票の写し、個人番号カードの複写（個人番号は黒塗り）又は運転免許証の写し等のいずれか
 《法人の場合》
 - ・ 法人の登記事項証明書は不要（登記事項の確認は市が行う）
 - ・ 法人の役員の住民票の写し、個人番号カードの複写（個人番号は黒塗り）又は運転免許証の写し等のいずれか
 ※役員とは代表取締役など、法人の業務を執行する者及び事業について決定権を持つ者等
- 設計者資格申告書
 《①1ha以上かつ②に該当しない場合》
 - ・ 県の都市計画法施行細則に定める様式の「設計資格に関する申告書」
 - ・ 実務・設計経歴書
 - ・ 設計資格申告書に記載した資格を有するものであることを証する書類（卒業証明書の写し又は免許証の写し等）
 《②30cm超の盛土又は切土をする範囲が1,500㎡以上となり、かつ、排水施設を設置する場合又は5mを超える擁壁を設置する場合》
 - ・ 県の盛土規制法施行細則に定める様式の「設計者の資格に関する申告書」
 - ・ 設計資格申告書に記載した資格を有するものであることを証する書類（卒業証明書又は資格証の写し）
- 30cm超の盛土又は切土を行う範囲及び面積を示した図（明らかにその面積が500㎡に達しない場合は不要）

- 32条協議書の写し（公共施設の新設等ある場合）
 - 消防署との消防水利等についての協議記録（図面等への記載でも可）
 - 消防水利設置箇所、構造及び包括範囲（位置図への記載でも可）
- ※設置しないことで消防署と協議済であれば不要（協議記録へその旨を記載）